

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の概要について

- 令和6年12月2日からは保険証が発行されなくなります。
ただし、令和6年8月1日付けで交付した保険証は、原則、令和7年7月31日までは有効となります（国民健康保険・後期高齢者医療）。
- 令和6年12月2日以降、加入する健康保険が変わった場合、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしているマイナンバーカード）を持っていない方には保険証に代わる「資格確認書」を交付します（当面の間、自動更新）。
- マイナ保険証を持っている方でも、カードを紛失した場合や医療機関での本人確認操作が困難な場合などは、申請により資格確認書を交付します。

